携施設については、当該指定都市等）の条例で定める要件に適合していることを確認するために必要な事項として都道府県知事が定める事項

三　［略］

（幼保連携型認定こども園の認可の申請等の細則）

第三十一条　法、令及びこの命令の規定に基づいてなすべき認可の申請及び届出の手続その他の細則については、都道府県知事（指定都市等所在施設である幼保連携型認定こども園（都道府県が設置するものを除く。）については、当該指定都市等の長）が、これを定める。

備考　［　］の記載は注記である。

施設については、当該指定都市）の条例で定める要件に適合していることを確認するために必要な事項として都道府県知事が定める事項

三　［同上］

（幼保連携型認定こども園の認可の申請等の細則）

第三十一条　法、令及びこの命令の規定に基づいてなすべき認可の申請及び届出の手続その他の細則については、都道府県知事（指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園（都道府県（都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人を含む。）が設置するものを除く。）については、当該指定都市等の長）が、これを定める。

附　則

この命令は、平成三十一年四月一日から施行する。

○内閣府文部科学省厚生労働省令第二号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十三条第二項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令を次のように定める。

平成三十一年三月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三
文部科学大臣　柴山　昌彦
厚生労働大臣　根本　匠

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成二十六年文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（趣旨） **第一条**　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「法」という。）第十三条第二項の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。	（趣旨） **第一条**　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「法」という。）第十三条第二項の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。
一　法第十三条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県（指定都市等所在施設（法第三条第一項に規定する指定都市等所在施設をいう。次項において同じ。）である幼保連携型認定こども園（都道府県が設置するものを除く。）については、当該指定都市等（法第三条第一項に規定する指定都市等（法第三条第一項において同じ。）。以下同じ。）が条例を定めるに当たって従うべき基準　第四条、第五条及び第十三条第二項（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第八条ただし書の規定を読み替えて準用する部分に限る。）並びに附則第二条第一項、第三条及び第五条から第八条までの規定による基準	一　法第十三条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県（指定都市等（同条第一項に規定する指定都市等をいう。以下同じ。）の区域内に所在する幼保連携型認定こども園（都道府県が単独で若しくは他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。次項において同じ。）が設置するものを除く。）については、当該指定都市等。以下同じ。）が条例を定めるに当たって従うべき基準　第四条、第五条、第十三条第二項（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第八条ただし書の規定を読み替えて準用する部分に限る。）、附則第二条第一項、第三条及び第五条から第八条までの規定による基準
二　法第十三条第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準　第六条、第七条第一項から第六項まで、第十三条第一項（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十二条第八号の規定を準用する部分に限る。）及び第二項（同令第八条ただし書の規定を読み替えて準用する部分に限る。）並びに第十四条並びに附則第二条第二項及び第四条の規定による基準 ［三・四　略］	二　法第十三条第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準　第六条、第七条第一項から第六項まで、第十三条第一項（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十二条第八号の規定を準用する部分に限る。）及び第二項（同令第八条ただし書の規定を読み替えて準用する部分に限る。）、第十四条、附則第二条第二項並びに附則第四条の規定による基準 ［三・四　同上］
2　法第十三条第二項の主務省令で定める基準は、都道府県知事（指定都市等所在施設である幼保連携型認定こども園（都道府県が設置するものを除く。）については、当該指定都市等の長。以下同じ。）の監督に属する幼保連携型認定こども園の園児（法第十四条第六項に規定する園児をいう。以下同じ。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健や	2　法第十三条第二項の主務省令で定める基準は、都道府県知事（指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園（都道府県又は都道府県が単独で若しくは他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人が設置するものを除く。）については、当該指定都市等の長。以下同じ。）の監督に属する幼保連携型認定こども園の園児（法第十四条第六項に規定する園児をいう。以下同じ。）が、明るくて、衛生的な環境におい